

議案第40号

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて、通勤のため自動車等を使用する職員に支給する通勤手当の支給上限額を引き上げるとともに、新たに駐車場等に係る通勤手当を支給する等のため改正する。

[内 容]

1 通勤手当の支給上限額の引上げ（第10条関係）

通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給する通勤手当の支給上限額を次のように引き上げることとする。

改 正 後	改 正 前
66,400円	38,700円

2 駐車場等に係る通勤手当の新設（第10条関係）

通勤のため自動車等を使用する職員であって、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするものに対し、新たに、1月につき5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額を通勤手当として支給することとする。

3 給与からの控除項目の追加（第24条関係）

市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員の給食費は、給与を支給する際に、これを控除することができるることとする。

4 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和8年4月1日